

〔救急処置〕

- * 火災の場合には、消火に炭酸ガス・泡・粉末消火器を使用すること。
- * 眼に入った場合は直ちに水で注意深く洗い、医師の診断・手当を受けること。
- * 皮膚または衣服に付着した場合は直ちに大量の水と石鹼等で洗い、汚染された衣服は新しい物に取り替えること。
- * 気分が悪くなったり皮膚刺激等異常を生じた場合、医師の診断・手当を受けること。
- * 暴露または暴露の懸念がある場合は、医師の診断・手当を受けること。

〔保管〕

- * 換気の良い冷所で保管すること。

〔廃棄〕

- * 残塗料・廃液および容器は河川や下水道に捨てず、市町村の規則に従って廃棄すること。

注意書きは水系塗料共通の注意書きを記載しています。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別： 混合物
化学名又は一般名： 水系顔料着色塗料

4. 応急措置

〔飲み込んだ場合〕

- * 無理に吐かせずに、安静にして直ちに医師の診断・手当を受けること。
- * 嘔吐物は飲み込ませないこと。

〔吸入した場合〕

- * 蒸気ガスを吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にし、医師の診断・手当を受けること。

〔皮膚に付着した場合〕

- * 付着物を布で素早く拭き取り、大量の水及び石鹼、又は皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。その際には溶剤、シンナー - などは使用しないこと。
- * 外観に変化が見られたり、痛みがある場合には医師の診断・手当を受けること。

〔目に入った場合〕

- * 直ちに大量の清浄な水で15分以上洗う。まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- * 出来るだけ速く医師の診断・手当を受けること。

5. 火災時の措置

〔使用可能な消火剤〕

- * 水(), 炭酸ガス(), 泡(), 粉末(), 乾燥砂(), その他(),

〔火災時の特定の危険有害性〕

- * このもの自体は可燃性はないが、水分が蒸発した後の乾燥物は可燃性である。
- * 燃焼すると、一酸化炭素を発生させる可能性がある。

〔特定の消火方法〕

- * 消防隊に火災の場所と危険有害性を伝える。 * 可燃性のものを周囲から素早く取り除く。
- * 呼吸用保護具と防護手袋を着用する。 * 消火活動は風上から行う。
- * 指定の消火剤を使用する。 * できる限り流出物が配水管または水路に入るのを防ぐ。

〔消火を行う者の保護具等〕

- * 状況に応じて呼吸用保護具、化学防護服、手袋、長靴、眼鏡、マスク等を使用する。

6. 漏出時の措置

〔人体に対する注意事項、保護具及び緊急処置〕

- * 作業の際には保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。

〔環境に対する注意事項〕

- * 流出物が配水管または水路に入るのを防ぐ。
- * 配水管または水路の汚染が生じる場合は関係機関に連絡する。

〔回収、中和、封じ込め及び浄化方法と機材〕

- * 漏出物は密閉出来る容器に回収し、安全な場所に移す。
- * 乾燥砂、土、その他の不燃性材料を用いて流出を阻止し、残留物を吸着させて回収する。
- * 蒸気の拡散を吸収するのに水スプレー噴霧を用いてもよい。
- * 付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処理すること。

7. 取り扱いおよび保管上の注意

〔技術的対策〕

- * 労働安全衛生法、消防法等の関連法規に準拠して作業する。
- * 正しい作業実施法を定め、作業環境を許容濃度以下に保ち、換気をよくして、吸入・接触を避ける。
- * 取り扱い後は常に石鹼水で洗浄し、作業着は別々に洗濯すべきである。

〔注意事項〕

- * 強酸化剤との接触を避ける。加熱・酸性・アルカリ性物質により反応を誘発する危険性があり注意すること。
- * 容器は破損・腐食・割れ等のないものを使用し、使用済容器は一定の保管場所に集積する。

〔保管〕

- * 涼しい場所・換気のよい場所で容器を密閉して保管すること。

8. 暴露防止および保護措置

〔設備対策〕

- * 取り扱い場所の近くに安全シャワー・手洗い・洗顔設備を設け、その位置を明瞭に表示する。
- * 「関係者以外立入禁止」等の必要な標識を見やすい位置に掲示すること。

〔保護処置〕

- * 必要に応じて適宜、次の保護具を着用する。
送気マスク・空気呼吸器・酸素呼吸器・有毒ガス用防毒マスク
保護眼鏡・不浸透性の保護手袋・保護長靴・防護服 等。
- * 保護具は保護点検表により定期的に点検する。
- * 作業中は飲食、喫煙はしない。飲食、喫煙前は石鹼で手を洗う。
- * 一度喘息の症状を示した人は、同じ症状を起こすので以後接触しないこと。
- * コンタクトレンズは特別な危害をもたらす。ソフトレンズは刺激物を吸収して、それらを濃縮する可能性があるため使用しないことが望ましい。
- * 有機溶剤又は化学薬品が浸透しない化学用保護手袋着用が望ましい。

9. 物理的および化学的性質

〔性状：液体〕

色調	製品名中に表示	密度	1.05 ± 0.02	引火点	なし
臭気	わずか樹脂臭	pH	7.5 - 9.5	発火点	データなし
沸点	100 (参考値)	溶解性	水に溶解	爆発限界(下限)	データなし
蒸気圧	データなし	オクタノール/水分分配係数	データなし	爆発限界(上限)	データなし

10. 安定性および反応性

〔化学的安定性〕

- * 製品は安定していると思われる。
- * 危険有害性反応の可能性。
- * 酸化性物質と反応する。
- * 危険な重合は起こらないと思われる。

〔避けるべき条件〕

- * 加熱。忌避物との接触。
- * 有機溶剤蒸気など。
- * 危険有害物性のある分解生成物。
- * 熱・光・金属粉や過酸化物の混入。

11. 有害性情報

- * 特段の情報を有しない。

12. 環境影響情報

- * 残留性 / 分解性 混合物としてのデータがない。
- * 生物蓄積性 混合物としてのデータがない。
- * 土壌中の移動度 混合物としてのデータがない。

13. 廃棄上の注意

- * 一定容器にとりまとめ廃棄物処理免許を持つ処理業者に処理を依頼すること。
- * 空容器を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後処分すること。
- * 内容物 / 容器は国 / 都道府県 / 市町村の規則に従って廃棄すること。

14. 輸送上の注意

〔国内規則〕

- * 特段の規制はない。

〔国際規則〕

- * 国連番号 なし
- * 国連分類 国連勧告の定義上危険物に該当しない。

〔特別の安全対策〕

- * 車両等によって運搬する場合、荷送人は運送人に運送注意事項やイエローカードを携帯させる。
- * 輸送前に容器が密閉されているか、又は液漏れがないか確認する。
- * 容器の輸送及び運搬は、常にしっかり固定した状態で行い、特にビン又は缶は輸送中に互いに衝突して破損することのないようあらかじめ適当な緩衝物を詰めておく。

15. 適用法令

- | | |
|--------------------------|-------|
| * 労働安全衛生法：危険物： | 該当しない |
| 有機溶剤中毒予防規則： | 該当しない |
| 鉛中毒予防規則： | 該当しない |
| 特定化学物質等障害予防規則： | 該当しない |
| | |
| * 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)： | 該当しない |
| * 毒物及び劇物取締法： | 該当しない |
| * 消防法： | 該当しない |
| * 船舶安全法： | 該当しない |
| * 悪臭防止法： | 該当しない |

16. その他の情報

〔主な参考文献〕

- * 独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) 公表データ
- * 社団法人日本塗料工業会 原材料物質データベース
- * 社団法人日本塗料工業会 GHS対応SDS・ラベル作成ガイドブック〔混合物(塗料用)〕
- * 社団法人日本塗料工業会 モデルSDS・モデルラベル事例集〔混合物(塗料用)〕
- * 中央労働災害防止協会 GHS対応による混合物(化学物質)のSDS作成手法の研修テキスト
- * 溶剤ポケットブック
- * 危険防災救急便覧
- * 国際化学物質安全カード (ICSC)

〔注意事項〕

- * 記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。
- * 新しい知見や安全情報が判明した場合は、予告なく変更する場合があります。
- * 注意事項は通常の取り扱いを対象としたものなので、特殊な取り扱いの場合には用途・用法に適した安全対策を実施の上ご使用下さい。
- * すべての化学製品には未知の危険性・有害性があり得るため、取り扱いには細心の注意が必要です。
- * ご使用各位において、安全な使用条件を設定下さるようお願い申し上げます。